1 施策の目的

中国等の海外で生産される原薬・原料の依存度が高い抗菌薬等の医薬品について、当該製造所の操業停止等により、我が国における当該医薬品の提供ができなくなり、医療体制確保に支障が生ずることがないよう、海外依存度の高い原薬・原料を国内製造する製薬企業を支援する。

② 施策の概要

海外依存度の高い原薬・原料について、国内に販売する医薬品の原材料(原薬を含む)として提供するために国内で製造を実施しようとする製薬企業等が、国内に原薬・原料の製造所を新設、あるいは既存の設備更新を行う場合の費用を一部助成する。

③ 施策の具体的内容

- 補助の対象者:原薬・原料について、国内製造を実施しようとする製薬企業等
- 補助の対象:海外依存度の高い原薬・原料について、国内に製造所を新設、あるいは既存の設備更新を行う場合の費用(生産設備等)
- 補助率:1/2(国1/2、事業者1/2)
- 補助要件:製造した原薬・原料は、その全量を、国内に販売する医薬品の原材料(原薬を含む)として提供することを条件とする。

1 施策の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、日本・ASEANの強靱なサプライチェーンを構築すること。

② 施策の概要

製品・部素材の海外製造拠点の複線化等、サプライチェーン強靭化に向けた設備導入・実証事業・事業実施可能性調査等を支援する。

③ 施策の具体的内容

基本情報

補助対象 :企業によるASEAN諸国への設備投資・実証事業・事業実施可能性調査

補助率 : 中小企業等グループ 3/4

中小企業 2/3

大企業 1/2

※日本・ASEANのサプライチェーン強靭化への貢献度合いに応じて、補助率を更に調整予定イメージ図

製品供給元及び部素材製造拠点の多元化

製品を海外から輸入する市場 災害等により供給途絶





[|]主要供給国の工場

衛生関連製品等の供給

■複線化国の工場

部素材を海外から輸入する工場



災害等により供給途絶



代替元国の工場

部素材供給

複線化国の工場

① 施策の目的

コロナ感染拡大下において中堅・中小企業が海外展開する際であっても、人の移動を伴わず遠隔で事業が行えるよう、JETROによる支援を強化。

② 施策の概要

- 海外の主要なECサイトに特設サイト「ジャパンモール」を設置することにより、地域の中小企業の商品の販路開拓を支援。
- このほか、JETROにおいてオンラインの商談会の取組等を進め、企業が非対面・遠隔での先進的な商談を行える環境を整備。

③ 施策の具体的内容

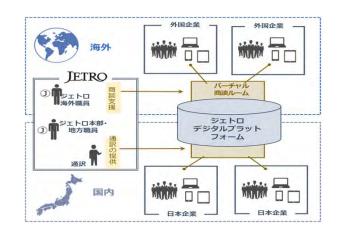
(1)越境EC等利活用促進事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、各国の消費は「外食」から「中食」「宅配」へ、インドア派へシフトしている中で、ECサイトでの商品等の取扱いを拡大する機会が到来している。このため、ジェトロが主要な海外のECサイトに特設サイト「ジャパンモール」を設置し、地域の中堅・中小企業の商品の販路開拓を支援する取組等を拡大する。海外ECサイトが日本国内で商品を買い取るため、人の移動を伴わずに実施可能。



(2)デジタル空間における商談プラットフォームの構築・拡張

新型コロナウイルス感染症の影響で中止が相次ぐ「リアル」商談会や展示会等を代替するため、ジェトロにおけるデジタルプラットフォームの構築及びオンライン商談会の実現を図る。



施策のスキーム

玉

交付

JETRO

農林水産物・食品の輸出力の維持・強化に向けたプロモーション・施設整備等への重点支援

1 施策の目的

新型コロナウイルス感染拡大の影響により毀損した輸出商流の維持・拡大等

② 施策の概要

家庭食の輸出増加や新規・有望市場でのシェア獲得等、輸出の維持・促進を図るため、物流に対する支援、食品製造設備等の整備・導入支援、新規・有望市場の維持・開拓に必要な商談・プロモーションの支援等を行う。

③ 施策の具体的内容

<u>1. 輸出ルートの維持∙確保</u>

新型コロナウイルス感染拡大による生鮮品物流への影響を 緩和するため、輸送手段の確保を支援

2. 輸出先国の志向・規制等に合わせた食品の生産支援

安定調達可能な原料への切替による加工食品・外食メニューの開発・施設整備等や、パックご飯の製造ライン等の施設整備等を支援

3. 輸出先国の家庭用シフト、仕向け先転換等に対応するための 施設整備等

- 輸出向け食品の製造・加工・流通等の施設・機器及び大径木材の加工施設等の新設・改修・導入を支援
- インバウンド需要を回復させるため、訪日外国人が安心して 店舗を利用できる衛生管理の徹底・改善等を支援

4. 仕向け先の転換等のための日本産農林水産物・食品の海外向け商談・プロモーション

我が国農林水産物・食品の新たな輸出仕向け及び輸出先国での仕向け先の転換等のための日本産農林水産物・食品の海外向け商談・プロモーション等を支援



新商品の開発



カット・スライス機の導入



大径木材の加工施設



海外見本市での商談



パックご飯の製造ラインの整備



新たな製造ライン



衛生管理の改善のための 手洗い設備の改修



日本産食材サポーター店での 日本産食材キャンペーン

① 施策の目的

余剰在庫の水準低下、価格の維持・回復(牛肉、果物、林水産物等)

② 施策の概要

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、インバウンドの減少や輸出の停滞等により、在庫の滞留等が生じている品目(牛肉、果物、林水産物等)について、農林漁業団体、品目別団体等が行う販売促進の取組を支援するとともに、民間企業や品目間の連携による相乗効果を得るため、統一的なプロモーションを行う。

③ 施策の具体的内容

1. 支援対象となる品目

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、インバウンドの減少や輸出の滞留等により、**在庫の滞留、価格の低下、売上げの減少等が生じている** 品目(牛肉、果物、林水産物等)

2. 支援対象となる取組

- ① 対象品目に関する農林漁業団体、品目別団体、業界団体等が行う販売 促進等(学校給食への提供、ネット販売、デリバリー・テイクアウト等飲食 店と連携した新商品開発、直売所等の地域イベントとの連携等)
- ② 品目横断的な取組の企画・立案・実施

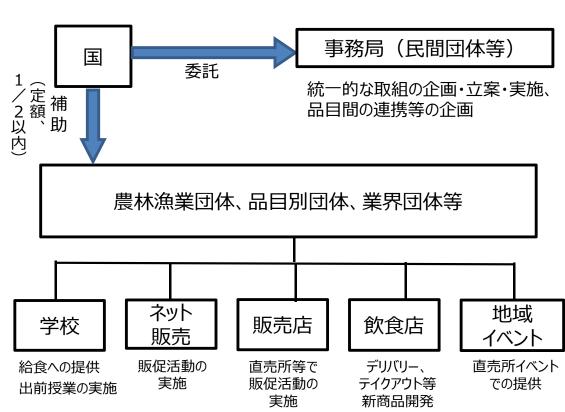
3. 事業実施主体

民間団体等(農林漁業団体、品目別団体等)

<事業の流れ>



<事業イメージ>



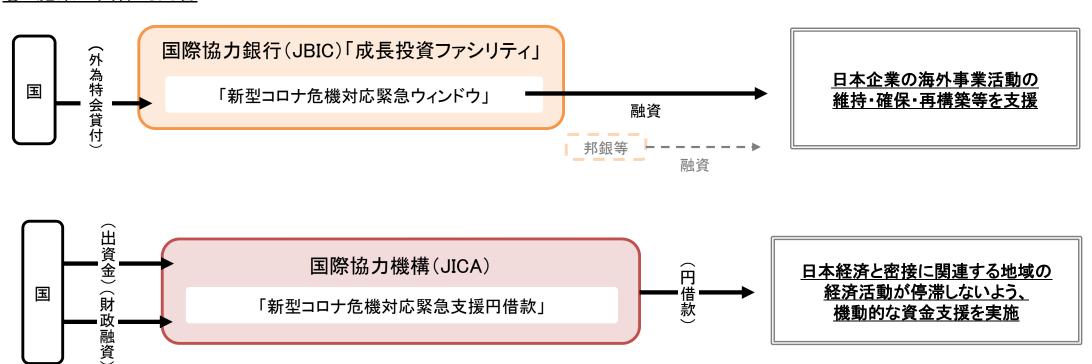
① 施策の目的

新型コロナウイルスの感染拡大による世界的な経済活動の停滞に対応して、日本企業の海外事業活動の維持・確保・再構築等に万全を期すとともに、感染拡大の影響を受けるアジア・大洋州などの途上国における経済活動の維持、活性化に貢献することで、日本を含む世界経済を下支えする。

② 施策の概要

- ・新型コロナ危機の深化を受けた2021年6月までの臨時・特別の措置として、国際協力銀行(JBIC)の「成長投資ファシリティ」を拡充し、「新型コロナ危機対応緊急ウィンドウ」を創設。日本企業の海外事業活動の維持・確保・再構築等を強力に支援するため、外為特会を原資とする資金供給を実施。
- ・「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」を創設し、日本経済と密接に関連するアジア・大洋州を中心とする途上国に対して、経済対策等に要する資金を機動的に供給(2022年3月末まで)

③ 施策の具体的内容



働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)の拡充

① 施策の目的

新型コロナウイルス感染症対策や働き方改革推進のため、テレワークの導入を推進する。

② 施策の概要

テレワーク導入に取り組む中小企業事業主に対し、テレワーク用通信機器の導入・運用等に係る経費を助成する「働き方改革推進支 援助成金」のテレワークコースについて、助成金の上限額を増額

施策の具体的内容

対象事業主

● テレワークを新規で導入する中小企業事業主または

※ 試行的に導入している事業主も対象

- ❷ テレワークを継続して活用する中小企業事業主
- ※ 過去に本助成金を受給した事業主は、対象労働者を2倍に 増加してテレワークに取り組む場合に、2回まで受給が可能

助成内容

支給対象の取組

テレワークの導入・実施に関して、以下の取組を いずれか1つ以上実施いただき、取組に要した費 用を助成。

テレワーク用通信機器(※)の導入・運

用

- シンクライアント端末(パソコン等)
- VPN装置 web会議用機器
- ・ 対内のパソコンを遠隔操作するための機器、ソ フトウェア
- 保守サポートの導入
- クラウドサービスの導入
- サテライトオフィス等の利用料
- ※ シンクライアント以外のパソコン、タブ レット、スマートフォンの購入費用は対象 となりません

就業規則・労使協定等の作成・ 変更 (例) テレワーク勤務に関する規定の整備

労務管理担当者に対する研修

労働者に対する研修、周知・啓発

外部専門家(社会保険労務士など) による導入のためのコンサルティング 成果目標

- ①評価期間に1回以上、対象労働者全員に、在宅またはサテライトオフィスに おいて就業するテレワークを実施させる
- ②評価期間において、対象労働者が在宅またはサテライトオフィスにおいてテ レワークを実施した回数の週間平均を、1回以上とする

評価期間

「2」成果目標」の達成の有無は、1か月から6か月の期間で設定する「評価 期間※」で判断。

※評価期間は申請者が事業実施計画を作成する際に自ら設定します

「1. 支給対象の取組」の実施に要した経費の一部※を、「2. 成果目標」の達成状況に応じて支給します。※以下の「対象経費」に該当する費用が対象

支給額	上限	額を
成果目標の 達成状況	達成	未達成
補助率	3/4	1/2
1人当たりの上限額	20万円→ <u>40万円</u>	10万円→ <u>20万円</u>
1 企業当たりの上限額	150万円→ <u>300万円</u>	100万円→ <u>200万円</u>

Notice			
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製備品費、機械装置等購入費、委託費	製本費、		

対象経費

(注) 契約形態が、リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約などで 「3.評価期間」を超える契約の場合は、「3.評価期間」の間の経費のみが 対象経費の合計額 × 補助率 (上限額を超える場合は**上限額**※)

助成額

※「1人当たりの上限額」×対象労働者数 又は 「1企業当たりの上限額」のいずれか低い方の額

GIGAスクール構想の加速

1 施策の目的

「1人1台端末」の早期実現や、家庭でも繋がる通信環境の整備など、「GIGAスクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を早急に実現

② 施策の概要

- ・児童生徒の端末整備支援:「1人1台端末」の早期実現、障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備
- ・学校ネットワーク環境の全校整備
- •GIGAスクールサポーターの配置
- ・緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備:家庭学習のための通信機器整備支援、学校からの遠隔学習機能の強化、「学びの保障」オンライン学習システムの導入

③ 施策の具体的内容

児童生徒の端末整備支援

○「1人1台端末」の早期実現

令和5年度に達成するとされている**端末整備の前倒しを支援**、

令和元年度補正措置済(小5,6、中1)に加え、残りの中2,3、小1~4すべてを措置

対象:国・公・私立の小・中・特支等

国公立:定額(上限4.5万円)、私立:1/2(上限4.5万円)

○ 障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたって 必要となる**障害に対応した入出力支援装置の整備を支援**

対象:国・公・私立の小・中・特支等 国公立:定額、私立:1/2

学校ネットワーク環境の全校整備

整備が可能となる未光地域やWi-Fi整備を希望し、令和元年度補正に計上していなかった学校ネットワーク環境の整備を支援

対象:公立の小・中・特支、高等学校等 公立:1/2

GIGAスクールサポーターの配置

急速な学校ICT化を進める自治体等を支援するため、ICT関係企業OBなどICT技術者の配置経費を支援

対象:国・公・私立の小・中・高校・特支等 国立:定額、公私立:1/2

緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備

○ 家庭学習のための通信機器整備支援

Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行う、

LTE通信環境(モバイルルータ)の整備を支援

対象:国・公・私立の小・中・特支等

国公立:定額(上限1万円)、私立:1/2(上限1万円)

○ 学校からの遠隔学習機能の強化

臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため、 学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備を支援

対象:国・公・私立の小・中・高校・特支等

公私立:1/2(上限3.5万円)、国立:定額(上限3.5万円)

○「学びの保障」オンライン学習システムの導入

学校や家庭において端末を用いて学習・アセスメントが可能なプラットフォームの導入に向けた調査研究

施策の想定スキーム図



都道府県



市町村 (小中学校等) ・ 学校法人

※上記は公立及び私立のイメージ、国立は国が直接補助

文部科学省

① 施策の目的

新型コロナウイルスの感染拡大により、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、特例的な措置を講じることにより、家庭での学習支援等による児童生徒等の教育機会を確保する。

② 施策の概要

- (1)ICT環境の早急な整備
- (2)遠隔授業における要件の見直し、遠隔授業における単位取得数の制限緩和、オンラインカリキュラムの整備
- (3)オンラインでの学びに対する著作権要件の整理

③ 施策の具体的内容

- (1)ICT環境の早急な整備
- (2)遠隔授業における要件の見直し、遠隔授業における単位取得数の制限緩和、オンラインカリキュラムの整備
 - ■休業が長期化し、教育課程の実施に支障が生じる事態に備えるための特例的な措置として、同時双方向型のオンラインでの指導、オンライン教材等を活用した学習など、ICT等を活用した学習を行った場合等において、その学習状況や成果を授業に参加した場合と同様に評価することができる旨を通知。その際、高等学校において、当該特例的措置を適用した場合に、同時双方向型の遠隔授業の方法により修得する単位数の上限である36単位に含まれないことを明確化。(令和2年4月10日付け2文科初第87号初等中等教育局長通知)。また、大学においても、遠隔授業で修得できる単位の上限(60/124)への算入が不要となる遠隔授業について明確化。(令和2年3月24日付け元文科高第1259号高等教育局長通知等)

(3)オンラインでの学びに対する著作権要件の整理

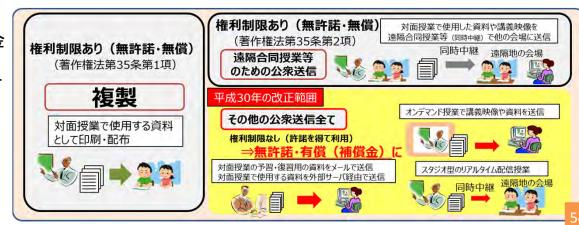
■著作権法の一部を改正する法律の一部(授業目的公衆送信補償金制度)を、令和2年4月28日から施行。

補償金を一括で支払うことにより、オンライン教育において著作物を無許諾で利用できる範囲が拡大。

補償金額については、令和2年度は特例的に無償。

令和3年度からの本格実施に向けて補償金負担の軽減のための必要な支援について検討。

学校等の授業の過程における著作物の利用の取扱い



施策の目的

建設生産プロセスの大胆な効率化等に向けて公共事業等の全面的なデジタル化に踏み込むとともに、コロナ対策を契機に、 非接触・リモート型に転換することにより、抜本的な生産性の向上を図る。

② 施策の概要

令和5年度より、一定の公共事業において構造物全体を3次元のデジタル・データで処理するBIM/CIMを適用することとし、 それを起点に、設計・施工から維持管理・活用に至る一連の建設生産プロセスやストック活用を原則デジタルで処理・管理可能と する。その際、インフラ・物流分野等において、リアルデータを積極的に活用し、各種施策の迅速化を図るとともに、 コロナウイルスによる感染拡大防止につながるリモート化、省人化に取り組むことにより、抜本的な生産性の向上を期する デジタル・トランスフォーメーション(DX)を加速する。

③ 施策の具体的内容

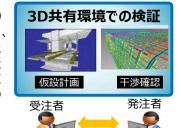
BIM/CIMを起点とした設計・施工・維持管理・ ストック活用の効率化・高度化と中核拠点の導入

- ・令和5年度より、6,000万円以上の公共工事において、 3次元モデルを導入するBIM/CIMを適用
- ・ビッグデータを集約・管理し、 先端技術の現場実証や 技術開発、リアルデータ 処理・活用人材等のための 拠点を導入



公共事業を「現場・実地」から「非接触・リモート」に転換

発注者・受注者間のやりとり を「対面・紙媒体方式」から、 BIM/CIMデータを用いた 「非接触・リモート」方式に転 換するため、地方整備局に おけるデータ収受のための ICT環境を整備



「地域の守り手」である熟練技能のビッグデータへの 継承と人材育成のためのリアルデータの活用

- ・熟練技能労働者の動きのリアル データで取得し、民間と連携し、 省人化・高度化技術を開発
- モーションセンサーなどを活用し、 「技能の見える化」による効率的 な人材育成手法を構築

技能のデジタル化



IoTで人の動きのリアルデータ取得

都市インフラ・まちづりのDX~Cityasa Serviceの実現~



- 世界水準の「3Dデジタ ルマップ |を作成し、都 市活動データ等を挿入
- ・それらを活用して、全体 最適、市民参加型の 機動的な都市インフラ 開発・まちづくりを推進

検疫時等の情報収集能力の向ト

コロナ対応を契機に、検疫を集約する可能性のある港湾で、 デジタル画像等によるリモートかつリアルタイムでの船舶周辺の 情報収集を可能とし、関係者の感染リスク軽減等を図る。



コロナ対策を契機とした自動車運送事業の 非接触・リモート化



のIT点呼のさらなる 拡大等により運転者 等の感染リスク軽減 や省力化を図る。